

# スクラム

2023年5月号  
第217号

編集・発行

「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum\_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

## チェルノブイリリーダー座り込み行動



### 自民党政権の原発依存政策への回帰に抗議して座り込み

4月26日、広島県原水禁と平和運動センターの呼びかけで、平和公園原爆慰霊碑前で「チェルノブイリリーダー座り込み」が行われ50名が参加した。1986年、旧ソ連（現ウクライナ共和国）のチェルノブ

イリ原発(もともと原爆用プルトニウム生産のために作られた原子炉を発電用に発展させたもの)が爆発、大量の放射能を放出し史上最悪の原発事故を起こした。あれから37年目となる。

はじめに県被団協箕牧理事長が「原子力による事故は、人類存続の危機に発展する。広島で開催されるG7サミットで、脱原発、核兵器廃絶につながる議論を深めていただきたい」と被爆者の願いを訴えた。また、県原水禁金子代表委員が、ロシアによるウクライナ侵略の中で原発が攻撃の対象となったことを挙げ、「核被害者の立場に立って、原発のありようを考えよう」と訴えた。またチェルノブイリや福島原発事故の反省もなく原発の再稼働・新增設へ回帰した自民党政権の原発依存政策の危険性を訴えた。最後に、「4・26チェルノブイリデー」アピールが提案され全体で確認された。

#### **「4・26 チェルノブイリデー」アピール**

チェルノブイリ原発事故から37年がたちました。事故原発は放射性物質の飛散を防ぐための巨大なシールドに覆われ、いまだ廃炉に向けた具体的なめどが立たないままです。

この中で、ロシアによるウクライナ侵襲が引き起こされ、チェルノブイリ原発を含めた核施設が攻撃され核兵器の使用・威嚇発言が繰り返されています。核兵器使用の危険性がかつてなく高まるとともに、核物質であっても軍事的には大きなリスクをもたらすものであることも明らかになりました。

一方、「チェルノブイリのような事故は起きない」と宣伝され続けた日本でも、2011年3月11日、東京電力福島第一原発でチェルノブイリと同じレベル7の事故が発生しました。12年を経た今も、メルトダウンによって溶け落ちた核燃料の取り出しは全く手つかずの状態であり、避難住民の生活再建も依然厳しく、事故を受けて政府が発令した「原子力緊急事態宣言」も未だ解除できない状態です。

こうした中にも関わらず、政府は多くの県民・漁業関係者の反対を押し切り、放射能汚染水の「海洋放出」を決定するとともに、原発政策を180度転換し、またも原発の再稼働・推進へと大きく舵を切りました。

いうまでもなく、世界的な動きは脱原発であり、再生可能エネルギーの推進です。つい先日も、ドイツで最後の原子炉3基が発電のための運転を停止し、福島原発事故を受けて決めた脱原発が完了しましたが、ドイツでできたことが日本でできないことはありません。

チェルノブイリやフクシマ、そして世界に広がるヒバクシャの痛みを忘れることなく、脱原発への歩みを加速させなければなりません。

「核と人類は共存できない」。新たなヒバクシャを作らせないためには、「核絶対否定」の道しかありません。私たちは、人類史上はじめて原子爆弾の惨禍を被ったヒロシマから改めて訴えます。

- ◆チェルノブイリ原発事故を忘れてはなりません！
- ◆福島第一原発のような事故を二度と起こさせてはなりません！
- ◆原発の再稼働・新增設への方針転換を許してはなりません！
- ◆新たなヒバクシャを生み出してはなりません！

- ◆全ての原発被害者への補償と救済を強く求めます！
- ◆放射能汚染水の「海洋放出」の撤回を求めます！
- ◆ノーモアヒバクシャ、ノーモアチェルノブイリ、ノーモアフクシマ

2023年4月26日 チェルノブイリデー座り込み参加者一同

## **原発・核開発推進の「GX 原発法案」の衆議院可決**

岸田内閣は、脱炭素社会の実現のためと称して、原発の再稼働・運転期間延長等が必要だとする「GX（グリーントランスフォーメーション）基本方針」を策定した。そして、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（通称 GX 原発法案）を今国会に上程し、衆院本会議で審議入りしていた。

4月26日の座り込み行動は法案審議中での取り組みとなり、翌4月27日、「GX 原発法案」は採決され、自民・公明・維新・国民民主らの賛成多数により可決し、参議院へ送られた。

「GX基本方針」では、原発の運転期間規制を、これまでの規制官庁である原子力規制委員会が所管する原子炉規制法から利用官庁である経産省が所管する電気事業法に移管し、併せて、これまで原則40年、1回限り最大20年間の運転延長を認めるとした運転期間について、さらに長期間停止期間分の延長を容認するように変更しようとしている。

衆議院での「GX 原発法案」審議の中で、運転期間について原子力規制委員会山中委員長は「実際に60年以上運転しても、これくらいの健全性は評価できるという科学的な根拠がある」と説明したが、現実には世界最高齢の原発は53年であり、原発の施設は運転停止中で稼働していなくても経年とともに着実に劣化していくのであり、60年でさえ未経験の世界といわれている。

### **核開発への危険な動き**

安全性を無視して原発再稼働に突き進む政府の動きの背景には、「当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘(せいちゆう)（傍らから干渉して自由な行動させないこと）を受けないように配慮する」（「わが国の外交政策大綱」外交政策企画委員会1969年9月25日）という日本政府の外交政策がある。原発の問題を考える際に、単にエネルギーの問題だけではなく、「軍事転用を目的に原子力を始めた」という元京都大学小出裕章さんの警鐘を忘れてはならないだろう。

大義名分を掲げて原発推進を推し進めようとする政権の姿勢に、国民一同、厳しい態度で臨まなくてはならない。脱炭素社会は、原発ではなく真に持続可能な方法で推進していかなくてはならない。

## **入管法改悪に反対を求めるスクラムユニオン・ひろしま 委員長 土屋信三**

すでに多くの人から指摘されているように、今回の入管法の改定は2021年に廃案となった入管法改定

案とほぼ同じ内容である。諸外国に比べて、日本の難民認定率は格段に低く、欧米諸国が 20%前後で認定している一方、日本は 0.3%という桁外れの低さなのだ。これは、事実上難民認定を拒否していると言ってもよい。これについては国連の人権機関から繰り返し勧告を受けているにもかかわらず、一向に改善しないどころか、難民申請の上限を定め、3回目以降の申請者を強制送還できる仕組みを作ろうとしている。

母国に帰国すれば迫害され、命の危険性まであるような人に帰国を命じ、従わなければ処罰するなど人道に反したものだ。難民保護を放棄し、当事者の生命を奪うことにつながる驚くべき改悪案といえる。

それだけではない。ウイシュマさんを死に追い込んだ無期限・長期収容制度を維持することも盛り込んでいる。新設の監理措置制度では、収容から解放された人に対して、就労を認めず、あまつさえ処罰対象にしようとしている。基本的人権の侵害にほかならず、日本は日本国民がよければそれでよいのか、と国際社会から糾弾されても言い訳のできない法案を通そうとしている。在留資格を失ってしまった人たちは日本で生きていくことが事実上閉ざされてしまうことを示唆する法案なのだ。

このような入管法改悪は、まっとうな移民政策を正面から採ろうとしてこなかった日本政府の意を汲んだものである。すでに衆議院で可決され、参議院の審議に入ろうとしている。十分な審議を尽くさず、当事者の意見を聞くという立法手続きを怠った法改正に対し、全国民が声を上げて抗議する必要がある。

すでに、日本は外国人と共生する社会として移民国家という過言ではない国となった。都合の良いときだけ招集して、いらなくなったら切り捨てるような政策は改めなければならない。外国人は日本にとって都合の良い労働者ではない。日本政府が上から目線の姿勢を崩さないのであれば、国民が声を上げてこれを是正する必要がある。すでに、日本に生活基盤のある方、日本社会に貢献したいと就労意思のある方、外国人労働者として来日し、さらに長期で滞在したいという方を日本社会で包摂していく仕組みを作らなければ、待っているのは孤立日本、アジアから見放された日本、である。

この改悪案は断じて許してはならない。廃案に向けて、声を上げ続けよう。



## 戦争の準備ではなく、平和の準備を

執行委員 岩下康子

5月3日、今年の憲法集会は、ICAN 国際運営委員兼会長及びピースボード共同代表の川崎哲氏が登壇された。2022年10月に研究者、ジャーナリスト、NGO関係者が発足させた平和構想提言会議で議論された内容をもとに、話が展開した。

まず、今何が起きているのか。これを正しく認識することが重要である。川崎氏は、日本は自ら戦争をする国家に変貌しようとしていると危機感をもって伝えた。首相の諮問機関が「反撃能力」という言葉を用いて「抑止力の維持、向上のために不可欠だ」と結論

付けていることに警鐘を鳴らす。

さらに、「抑止力を高める」というのは戦争リスクを高めるものだとする。挑発すれば、相手側がさらに身構えることは火を見るより明らかである。東アジアで戦争が起きれば、沖縄が飲み込まれていくこと、そして、日本全国にある米軍基地がその拠点になることは間違いない。これは取り返しのつかない大惨事になる、というのは誰が考えてもわかることだ。

岸田政権が防衛費を増額すると発表した。今日日本に必要なのは防衛費であろうか。すでに軍事大国として世界のトップ10に入る日本が、さらなる積み上げを行うのは、戦争の準備として周辺諸国に捉えられかねない。日本国憲法9条「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、これを永久に放棄」することに、私たちはもう一度立ち返るべきであろう。

ロシアのウクライナ侵攻以降、日本国民が自国の防衛に関心を寄せていることが世論調査で明らかとなっている。防衛費増額に賛成する層が約40%もいることは、問題の本質を見抜けていない、あるいは政治の詭弁に踊らされているのかもしれない。しっかりと、国民的な議論がなされることが必要である。

川崎氏は、日米同盟の一边倒から脱し、アジア外交と多国間主義の強化を必要とすると述べた。まさにその通りである。平和のために、国民一人ひとりが担う責任は大きい。台湾有事を起させないための市民活動、首相がNATOに近づくことへの反対運動も必要だろう。そして、原爆被害を受けた国として、核兵器禁止条約を世界に訴えることができるのは、日本の政治の大きな役割であると思う。



## フィリピン実習生からのSOS from 松山

3月25日に、山口のキリスト教会関係者から電話連絡があった。松山で働いているフィリピン人技能実習生二人が、日常的に暴力を受けていて、転籍を求めているという相談であった。フィリピン実習生たちは、Mさん兄弟である。兄が31才、弟が26才で、それぞれ昨年8月、9月に来日している。職種は建築塗装で、会社は(株)ネクストワンという松山の事業所であった。監理団体は名古屋に本社を置く中部エンタープライズ協同組合だ。支店が松山にある。

当初、「もう少し頑張ってみます」という話だったが、3月27日に会社と監理団体の職員が寮に来て、何かの書類にサインをさせるという情報が入った。おそらく「退職願」にサインさせ、強制的に帰国させるのだらうと推測し、寮を出てスクラムユニオンの下に来るように呼びかけた。

本人たちも帰国したら借金だけが残ってしまい、どうにもならないことを理解していたため、呼びかけに応じて寮を出た。

3月28日には、高松入管審査部門、並びに愛媛県実習機構松山支所に連絡し、状況を報告するとともに、スクラムユニオンが二人の身柄を確保していることを伝えた。これは、会社や監理団体が失踪したとして警察などに届けることが考えられたためである。

3月30日、スクラムユニオン事務所で二人と会って状況を確認した。話を聞くと、いつものことながらひどい話であった。仕事が遅いと言っては胸ぐらをつかんだり、ステイプラーという道具で、胸にあざができるほど突いたり、「ブラシの持ち方が悪い」と言っては、ヘルメットの上からクビが曲がるほど叩かれたり、拳げ句の果ては、狭い足場の上で「早くしろ」とせつつかれて、弟さんはバランスを崩して右足を強打してしまった。この時の恐怖を、落ちてしまうのではないかと、とっさに足場にしがみついたといていた。これが3月23日の午後3時ぐらいのことであったが、その日は病院にも連れて行ってもらえなかった。これが原因で、これ以降、二人は仕事に出なくなった。

監理団体の中部エンタープライズと本人たちと社長との話し合いがもたれたが、監理団体の責任者 T は、「暴力を受けたと言っても、それはあんたたちが悪いからでしょ」「社長に謝って明日から仕事をさせてもらうようお願いしなさい」などと、真逆の対応をした。あまつさえ、「仕事をしないならフィリピンに帰りなさい。日本にいてもお金がかかるばかりで生活できない」などと恫喝するだけであった。二人が途方に暮れていたときに、教会関係者と偶然出会って、スクラムユニオンにたどり着いたのである。今後、会社と監理団体の責任を迫るとともに、転籍に向けての活動を推し進めていかねばならない。

技能実習生保護とは名ばかりの監理団体がここにも存在した。実習企業に阿るだけの監理団体など、必要ない。厳格な監理団体基準を求めると同時に、この制度の早期の見直しを要求する。

## **スクラムユニオン・ひろしま第22回定期大会への参加を！**

**日時：7月2日 午後2時から**

**会場：西区民文化センター 大会議室**

第21回定期大会から1年間の活動を総括し、新たな1年の活動方針を確立するために、第22回定期大会を開催します。この1年間では、300名の組合員をめざして闘ってきました。昨年11月には出雲に事務所を開設し、多くのブラジル人労働者からの相談を受けてきました。

その成果もあり、今度の大会までには300名の組織化の可能性が出てきています。多くの組合員の参加の下、こうした成果を共有化したいと考えます。

多くの方のご参加をお待ちしています

移住連 全国ワークショップ2023 IN 広島

## 地域から広がる移民社会 ～共感を阻む制度・政策の壁を打ち破る～

6月10日(土) 13:00～11日(日) 12:00  
@ 広島弁護士会館 + オンライン (一部)

参加費：移住連会員 2000円 一般 3000円 学生 1000円 オンライン 1000円  
現地参加者交流会費 3500円 (希望者のみ)

**基調講演**  
1日目 13:00～14:45  
「ベトナム人元技能実習生リンさん～最高裁無罪判決実現への取り組み～  
(コムスター・外国人と共に生きる会 中島眞一郎さん)  
「江田島事件から10年～技能実習制度廃止へ」  
(江田島事件弁護団 端野真弁護士)

**分科会**  
1日目 15:00～17:30  
労働・技能実習・特定技能/難民・収容と非正規滞在者の生存権/  
自治体施策/女性/子ども・若者/相談・伴走支援 (オンライン参加可)  
\*終了後、夕食・交流会 (18:30～20:00@広島YMCA) を開催します。定員に達し次第受付終了。

**全体会**  
2日目 9:30～12:00  
各分科会から報告/地域からの報告とディスカッション  
「地域から広がる移民社会～共感を阻む制度・政策の壁を打ち破る」  
\*終了後、13時～14時で2023年度移住連会員総会を開催します。詳細は後日お知らせいたします。

裏面の参加申込書をFAX(03-3837-2317)  
もしくは右下のQRコードから参加申込フォームに登録して  
お申し込みください  
申込締切: 2022年5月20日(土)

<https://forms.gle/8EjQ4bvgrU3nxRf8>  
The English translated version is available online!



テーマ別分科会詳細 (6月10日(土) 15:00-17:30)

- 分科会1 労働・技能実習・特定技能  
「技能実習制度廃止の先をみすえて～外国人労働者の現状と課題」  
日本国内で働く外国人労働者は約200万人に上ります。そのうち、技能実習制度、特定技能制度については、現在、政府内に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置され、制度改革の方向性について議論がなされています。これらの趣意以外では、在留資格「介護」による介護労働者の「受入れ」や、いわゆる国際労働協約の制度を利用して、特定技能労働者の「受入れ」も進んでいます。本分科会では、いわゆる「労働力不足」のために受け入れられる外国人労働者に対するサポートを出て、各職種における労働条件等を支援的に報告していただき、あるべき「受入れ」制度について議論することを予定しています。
- 分科会2 難民・収容と非正規滞在者の生存権  
「生存権保障への道～難民、在留許可基準の転換、そして正規化を求めて」  
入管庁は、2019年以降は収容を強化するための通知・指示を出し、2022年には送還強化と難民、難民の送還禁止令を発令し、難民申請中でも送還を可能とする改定法案を出してきました。しかし、「送還禁止令」の増加は、難民認定基準や在留特許許可基準が国際人権基準に沿うものとなっていないことが根本の原因です。また、入管収容中の難民認定や非正規滞在者の生存権確保も深刻化の一途をたっています。本分科会では、難民・収容の問題の取組と、国際・国内・社会政策、そして難民の権利に寄り添った人権と労働、難民認定基準と在留特許許可基準の転換、そして非正規滞在者に課せられている移住制限の生存権確保、「正規化」に向けた取り組みについて議論していきます。
- 分科会3 自治体施策  
「地方自治体と外国人住民施策」  
外国籍住民が300万人を超える現在でも、自治体の外国籍住民に対する施策は偏狭です。とりわけ2020年から始まったコロナ・パンデミックは、社会的、経済的に脆弱な位置に置かれていた移民・難民の命と暮らしを直撃し、その「コロナ禍」が今なお続いています。社会保障や教育、地方自治体参画、反ヘイトなど、各地の報告者から意見を挙げて、今後の各地域での「共同の取り組み」を考えていきます。
- 分科会4 女性  
「移民女性が抱える困難と新しい支援制度～困難女性支援法をどう使う?」  
コロナ禍を契機に顕在化した女性が抱える困難は、在留資格や業種など固有の困難に加って移民女性が抱えている特有の困難があります。2024年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」はその基本方針に「年齢、障害の有無、困難等を問わない」と明記しており、移民女性当事者やその支援者がこの新法をどう活用できるかについて報告者からの意見を聞き、参加者で討論をします。さらに、今回提出された「0泊止法」改正と移民女性への支援の拡充、法制協議会で議論されている難民後の「共同生活」導入問題についても報告、討論を予定しています。
- 分科会5 子ども・若者  
「移民の子ども・若者の学びと進路を保障する」  
日本語教育、高校入試の課題など、広島からの地域報告を行います。また、子ども若者の安定した在留の保障についても考えます。安心して学びと進路選択が見込まれる在留資格「定住者」「永住者」と、いつまでも「打ち切り」、帰国されるかわからない状態に置かれ、進路選択もままならない在留資格「家族滞在」等、さらには在留資格のない子どもたちと、発見にも階層が分断された状態を打破するための方策を考えます。
- 分科会6 相談・伴走支援  
「伴走支援、どうして? - 民間による支援の「限界」と「挑戦」 (オンライン参加可)  
移住連では、2021年度・2022年度に、コロナ禍で困難に直面する移民・難民への支援を対象とした相談・伴走支援事業を実施しました。「伴走支援」の実態により、一定数課題の解決や相談者の状況の改善がはかられた一方で、公的機関から排除されている移民・難民への支援は、複合的な課題に加え、財政支援も必要となるなど、課題は「限界」となりあわせた状況です。本分科会では、相談・伴走支援事業に参加のあった「伴走者」からの報告を聴きながら、支援の取り組みや現状について共有し、民間による支援の価値と可能性について話し合います。

### 参加申込書

・会員種別： 移住連会員  一般 (移住連会員ではない方)

・お名前：

・所属 (任意)：  
\*団体会員としてお申し込みされる方は必ずご記入ください。

・メールアドレス：  
\*詳細やZoomリンクを送付しますので、必ずご記入ください。

・参加方法： 現地参加  オンライン  
\*参加費：現地参加の方は会場にて現金支払。オンラインの方は銀行振込。お申込後にお支払いに関してご連絡します。オンライン参加の方の申込は振込完了時点で確定となります。

・テーマ別分科会 (1日目15:00～17:30)  
\*分科会に参加する場合、以下の分科会から選んでチェックしてください。(1つのみ、オンライン開催は分科会6のみ)  
 分科会1 「労働・技能実習・特定技能」  分科会2 「難民・収容・正規滞在者の生存権」  
 分科会3 「自治体施策」  分科会4 「女性」  
 分科会5 「子ども・若者」  分科会6 「相談・伴走支援」 (オンライン可)  
 参加しない

・夕食・交流会 (1日目18:30～20:00)： 参加する  参加しない  
\*定員に達し次第、締切

・英語通訳希望： 要  不要  
\*日本語の使用が難しい方のみお知らせください。

FAX送付先：03-3837-2317

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

4 月の報告 (一部抜粋)	5 月の予定 (一部抜粋)
2日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	3日 ヒロシマ憲法集会
4・5日 出雲労働相談	7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
6日 打ち合わせ・ふれあい学習会	8日 実習生ネット・帰国者の会学習会
7日 アスベストユニオン西日本	12日 東和団交・沖縄平和行進 (～14日)
9日 中労委北口さん打ち合わせ	15日 ネクストワン団交 (松山市)
10日 実習生ネット事例検討会・松山実習機構。本四団交	18日 ふれあい学習会
11・12日 出雲労働相談	19日 泉鋼業団交 (高松市)
14日 ネクストワン団交	20・21日 CUNN 全国運営委員会 (熊本)
15日 打ち合わせ・NHK取材	25日 加藤中央労基監督官講義 (ふれあい学習会)
17日 西日本メディカル団交・マイライフ団交	26日 フジアルテ事務折衝
18・19日 出雲労働相談・NTN 鋳造事務折衝 他	27日 実習生ネット全体会
24日 高松実習帰国・泉鋼業団交	28日 NPO 定期総会
25・26日 出雲労働相談・ダイハツメタル団交 他	29日 ユニオンネット幹事会 他

新しい資本主義は新しい搾取を始めるのか？

